

通達甲（交．免本．管）第9号

平成14年5月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

大型車講習等及び応急救護処置講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習実施要綱を制定し、平成14年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び応急救護処置講習実施要綱の制定について（平成6年4月28日通達甲（交．免本．管）第13号）は廃止する。

記

制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部が改正され、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び応急救護処置講習に加えて、大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習が新設されたことに伴い、新たに要綱を制定し、講習の適正かつ確実な実施を図ろうとするものである。

別添

大型車講習等及び応急救護処置講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、大型免許を受けようとする者に対する大型自動車の運転に関する講習（以下「大型車講習」という。）、中型免許を受けようとする者に対する中型自動車の運転に関する講習（以下「中型車講習」という。）、準中型免許を受けようとする者に対する準中型自動車の運転に関する講習（以下「準中型車講習」という。）、普通免許を受けようとする者に対する普通自動車の運転に関する講習（以下「普通車講習」という。）、大型二輪免許を受けようとする者に対する大型自動二輪車の運転に関する講習（以下「大型二輪車講習」という。）、普通二輪免許を受けようとする者に対する普通自動二輪車の運転に関する講習（以下「普通二輪車講習」という。）、大型第二種免許を受けようとする者に対する大型旅客自動車の運転に関する講習（以下「大型旅客車講習」という。）、中型第二種免許を受けようとする者に対する中型旅客自動車の運転に関する講習（以下「中型旅客車講習」という。）、普通第二種免許を受けようとする者に対する普通旅客自動車の運転に関する講習（以下「普通旅客車講習」という。）及びこれらの免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習（以下「応急救護処置講習」という。）を適正かつ確実にを行うため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習（以下「大型車講習等」という。）並びに応急救護処置講習（以下「講習」という。）の実施については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 講習対象者 法第90条の2第1項の規定により、講習を受けることを義務付けられている者をいう。

- 2 講習実施者 府中運転免許試験場長及び鮫洲運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）並びに講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する者として、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）から委託を受けて講習を行うもの（以下「委託講習者」という。）をいう。
- 3 講習指導員 大型車講習等又は応急救護処置講習を行う者として、講習実施者が指定した次のものをいう。
 - (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（実施する大型車講習等に係るもの）の交付を受けている者
 - (2) 前(1)のほか、現に大型車講習等に従事している者
 - (3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（実施する大型車講習等に関する免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で実施する大型車講習等に関する免許に係るものを修了した者であつて、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの
 - (4) 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導者として公安委員会から認定を受け、第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置講習に従事する者

第4 講習の実施体制

1 講習の計画責任者

運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、講習業務の適正な運営を図るため、運転者教育課長を講習の計画責任者とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 講習実施者に対する講習計画の指導監督に関すること。
- (3) 講習に係る資料の提出の要求に関すること。
- (4) 講習用教材の開発及び講習内容の改善に関すること。
- (5) 講習実施結果の総括に関すること。
- (6) その他講習業務の適正な運営について必要な事項

2 講習の実施責任者

試験場長は、講習業務を適正に実施するため、府中運転免許試験場長にあつては技能試験課長を、鮫洲運転免許試験場長にあつては試験課長を講習の実施責任者とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 委託講習者に対する講習実施の指導監督に関すること。

- (2) 講習場所の指定に関する事。
- (3) 受講者の利便を図るための諸対策に関する事。
- (4) その他講習の実施について必要な事項

第5 受講申請の受理等

1 受講申請の受理

試験場長及び島部警察署長は、次により講習対象者からの受講申請を受理するものとする。

- (1) 講習対象者から都規則別記様式第16の4「講習受講申請書」（以下「受講申請書」という。）の提出を受け、本人であること及び運転免許試験の合格の有無について確認した後、講習手数料を徴収して受理すること。ただし、島部警察署長が受理した場合は、別記様式第1号の「大型車講習・中型車講習・準中型車講習・普通車講習・大型二輪車講習・普通二輪車講習・大型旅客車講習・中型旅客車講習・普通旅客車講習・応急救護処置講習受講申請書受理簿」に記載した後、府中運転免許試験場長（技能試験課経由）に受講申請書を送付すること。
- (2) 講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）及び東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の定めるところにより、その適正を期すること。

2 講習場所の指定

実施責任者は、次により講習場所の指定を行うものとする。

- (1) 受講申請書を受理したときは、講習対象者の利便及び仮運転免許の有効期間を考慮し、都規則別記様式第16の7「講習指定書」により、講習場所を指定すること。
- (2) 講習場所を指定した場合は、別記様式第2号の「講習指定簿」に記載すること。

第6 講習の実施

講習実施者は、次により講習を実施するものとする。

1 講習科目及び実施時間

講習科目及び実施時間は、別表第1「大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」、別表第2「準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」、別表第3「普通車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」、別表第4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」、別表第5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割等に関する細目」、別表第6「第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目」及び別表第7「第二種免許

に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目」(以下「講習細目」という。)のとおりとする。

2 実技方式による講習の実施方法

(1) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 1グループの受講者は3人以下とし、1グループにつき1人の講習指導員が指導に当たること。ただし、大型車講習、中型車講習又は準中型車講習において、講習科目の貨物自動車の特性を理解した運転の講習を実施するときは、受講者1人につき1人の講習指導員が指導に当たるものとする。

イ 聴覚障害者で、施行規則第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等(以下「特定後写鏡等」という。)を使用すべきこととする条件(以下「特定後写鏡等条件」という。)が付される者に対する別表第2及び第3に掲げる「危険を予測した運転(実技)」の講習を実施するときは、受講者1人につき1人の講習指導員が指導に当たるものとする。

また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転(討議)」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1人による個別の対話方式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施できるものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転(実技)」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させることができるものとする。

ウ 大型二輪車講習及び普通二輪車講習において、聴覚障害者又は聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講じることにより、受講者の安全を確保するものとする。

(2) 応急救護処置講習

ア 1グループの受講者は4人以下とし、講習指導員は同時に複数のグループの指導に当たることができる。この場合、1人の講習指導員が同時に指導する人数は10人以下とすること。

イ 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用する。

- (ア) 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4人に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも可）の割合とすること。
- (イ) 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4人に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも可）及び乳児1体の割合とすること。

3 講習実施上の留意事項

- (1) 講習細目により、あらかじめ講習計画を作成した上で実施すること。
- (2) 講習指導員名簿を提出すること。
- (3) 講習指導員の資質の向上を図るための教養を実施すること。
- (4) 教本、視聴覚教材等を用いて効果的に講習を実施すること。
- (5) 講習日誌を備え付け、講習の実施状況を記録すること。

第7 講習終了証明書の交付

講習終了証明書の交付は、次のとおりとする。

- 1 講習種別ごとに施行規則別記様式第22の10の2「大型車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の2の2「中型車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の2の3「準中型車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の2の4「普通車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の3の3「大型二輪車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の3の2「普通二輪車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の5「大型旅客車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の5の2「中型旅客車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の5の3「普通旅客車講習終了証明書」、同別記様式第22の10の6「応急救護処置講習（一）終了証明書」又は同別記様式第22の10の6の2「応急救護処置講習（二）終了証明書」（以下「終了証明書」という。）を講習終了者に交付すること。
- 2 講習種別ごとに終了証明書交付簿を備え付け、終了証明書の交付状況を明らかにしておくこと。

第8 講習の実施時期

講習は、原則として運転免許試験合格後に実施するものとする。

なお、免許申請前に講習を実施する場合、施行規則第38条第16項に定める証明書（講習を終了した日から起算して1年を経過しないものに限る。）を免許申請書に添付しなければならないことについて、受講者に説明するものとする。

第9 講習実施結果の報告

- 1 試験場長は、委託講習者に講習を実施させたときは、委託講習者に毎月の講習実施結果を報告させるものとする。
- 2 試験場長は、毎月の講習実施結果を別記様式第3号の「講習実施結果通知書」により免許本部長（運転者教育課経由）に通知するものとする

別表第1

大型車講習及び中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	形式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車及び中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑 ^{げん} されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合 計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第2

準中型車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

○ 準中型自動車を使用した講習

事項	形式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	3 危険予測ディスプレイ	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑 ^{げん} されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	
合 計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。

○ 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

事項	形式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	6 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	7 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	8 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	9 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合 計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第3

普通車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	形式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
合 計					4

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第4

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターにより模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 なお、運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技・実車	4 ケース・スタディ（交差点）	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。 なお、運転シミュレーターを用いて行うことができる。	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追い越し及び追い越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路や交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
合 計				3

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目及び時間割等に関する細目

事項	形式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行など、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 児童・幼児の保護 ・ 高齢者の保護 ・ 子供や高齢者が事故に遭いやすい場所における保護 ・ 高齢者等の乗車時等の対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 身体障害者の保護 ・ 身体障害者の乗降時の対応	○ 子供、高齢者及び身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となり得る身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方法を習得させる。	1
合 計					6

備考 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。

別表第6

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講 義	1 応急救護処置	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) 自動体外式除細動器 (以下「AED」という。)を用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
実 技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 講習指導員によるデモにより行う。	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察 (意識)	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。	
		(2) 負傷者の移動		
		(3) 負傷者の観察 (呼吸)	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。	
		(4) 体位管理	○ 回復体位を重点的に指導する。	
		(5) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ)	○ 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) を1分間に100~120回のテンポで約1分間実施させる。	
		(6) 気道確保	○ 頭部後屈顎先拳上法を指導する。	
		(7) 人工呼吸	○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。	
(8) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) と人工呼吸 (循環)	○ 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) を1分間に100~120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。			
(9) 気道異物除去	○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。			
(10) 止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。			
7 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ			3
合 計				3

備考 休憩時間は、講習時間以外に适当時間設けること。

別表第7

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目及び時間割等に関する細目

方式	講習科目	講習細目	講習内容	時間
講 義	1 応急救護処置	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実 技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
	9 心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫 (心臓マッサージ) (4) 気道確保と人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈顎先拳上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2

10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1
13 固定法			
合 計			6

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別記様式第1号

大型車講習
 中型車講習
 準中型車講習
 普通車講習
 大型二輪車講習
 普通二輪者講習
 大型旅客車講習
 中型旅客車講習
 普通旅客車講習
 応急救護処置講習

受講申請書受理簿

受理 月 日	申請者氏名・住所・電話番号	申請書 送付月日	指定書 交付月日	受領印
	氏名 住所 電話			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

通知 () 第 号
年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

運 転 免 許 試 験 場 長

講 習 実 施 結 果 通 知 書

月分

日 曜	二 種			大 中	準中型		普 通	二 輪		応急救護		日 曜	二 種			大 中	準中型		普 通	二 輪		応急救護	
	大 型	中 型	普 通		普 有	普 無		大 型	普 通	二 種	一 種		大 型	中 型	普 通		普 有	普 無		大 型	普 通	二 種	一 種
1												17											
2												18											
3												19											
4												20											
5												21											
6												22											
7												23											
8												24											
9												25											
10												26											
11												27											
12												28											
13												29											
14												30											
15												31											
16												合計											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。